



トップアンドコア通信

【2024年1月号】

政府は2023年12月22日、現行の健康保険証を2024年12月2日に廃止することを盛り込んだ政令を閣議決定しました。廃止後1年間は経過措置として「現行の保険証をそのまま使用できる」とするようですが、保険証の新規発行はなくなり、マイナンバーカードと健康保険証が一体となった「マイナ保険証」への移行が促されることになります。

年末年始は、源泉徴収票や給与支払報告書の作成・配布の業務があり、事業主はマイナンバーをはじめとする個人情報を取り扱う機会が増えます。個人情報を取り扱う際は、個人情報保護法に則り、漏えい防止等の社内で定めたルールに従うことが求められています。漏えいについて民事・刑事の責任を追及されるリスクもあり、厳しい罰則が設けられているため、改めて個人情報の正しい取り扱いおよびルールを確認しておきましょう。

■個人情報の安全管理措置及び漏えい等の報告に関する留意点（注意喚起）

個人情報保護委員会（PPC）より、2023年11月16日に個人情報保護関係における注意喚起が行われました。元従業員が逮捕・起訴され、有罪が確定した事例も発生しています。

個人情報保護法は「3年ごとに制度の見直し」があり、頻繁に改正がなされる法律の1つといえます（事業主を対象とした最新の改正は2022年4月施行分）。改めて、個人情報の管理体制と漏えいが発生した際の報告体制について確認と整備をしておくことが必要です。

1 安全管理措置（法第23条）等に関する留意点

個人情報保護法第23条は、個人データの漏えい、滅失等を防止するため、安全管理措置をとるべきことを定めています。法第24条では、従業員に個人データを取り扱わせるにあたり、安全管理が図られるよう事業主には適切な監督を行う責任があることを定めています。

(1) 基本方針を策定

具体的に定める項目の例：「事業者の名称」、「関係法令・ガイドライン等の遵守」、「安全管理措置に関する事項」、「質問及び苦情処理の窓口」等

(2) 個人データの取扱いに係る規律の整備

事業主は、取り扱う個人データの漏えい等の防止その他の個人データの安全管理のために、個人データの具体的な取扱いに係る規律を整備しなければいけません。

個人情報の
安全管理措置を
講じましょう！！



組織的安全管理措置	<ul style="list-style-type: none"> 組織体制の整備 個人データの取扱いに係る規律に従った運用 個人データの取扱状況を確認する手段の整備 漏えい等事案に対応する体制の整備 個人データの取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し
人的安全管理措置	<ul style="list-style-type: none"> 従業員の教育
物理的安全管理措置	<ul style="list-style-type: none"> 個人データを取り扱う区域の管理 機器及び電子媒体等の盗難等の防止 個人データの削除及び機器、電子媒体等の廃棄
技術的安全管理措置	<ul style="list-style-type: none"> アクセス制御 アクセス者の識別と認証 外部からの不正アクセス等の防止 情報システムの使用に伴う漏えい等の防止

2 漏えい等の報告（法第26条第1項）に関する留意点

事業主は、**漏えい等又はそのおそれのある事案が発覚した場合に講ずべき措置**として以下の（1）から（5）に掲げる事項について必要な措置を講じなければいけません。

(1) 事業者内部における報告及び被害の拡大防止

責任ある立場の者に直ちに報告。漏えい等事案による被害が発覚時よりも拡大しないよう必要な措置を講ずる

(2) 事実関係の調査及び原因の究明

漏えい等事案の事実関係の調査及び原因の究明に必要な措置を講ずる

(3) 影響範囲の特定

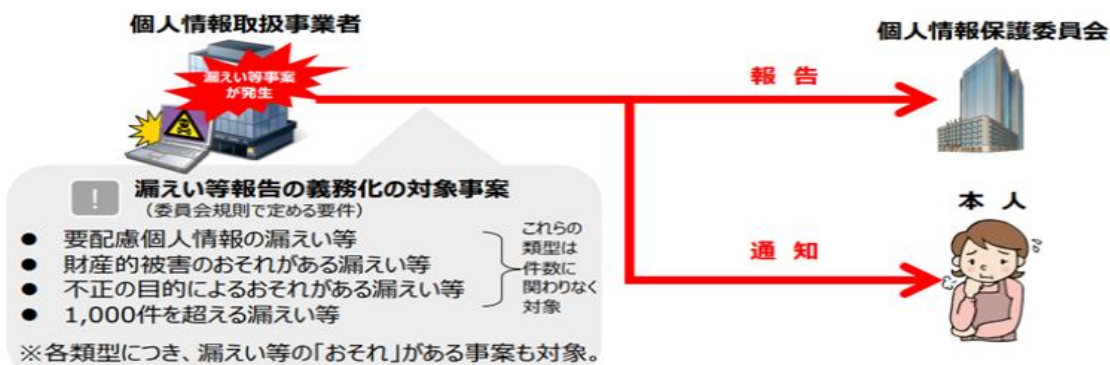
上記（2）で把握した事実関係による影響範囲の特定のために必要な措置を講ずる

(4) 再発防止策の検討及び実施

上記（2）の結果を踏まえ、漏えい等事案の再発防止策の検討及び実施に必要な措置を講ずる

(5) 個人情報保護委員会への報告及び本人への通知

漏えい等が発生し、個人の権利利益を害する恐れが大きい場合に、委員会への報告及び本人への通知が義務化



■裁量労働制に係る省令・告示の改正（2024年4月1日施行・適用）

裁量労働制につきましては、2024年4月1日を施行日として、見直し、追加、改正が行われます。

- ・ 専門業務型裁量労働制：協定事項の見直し及び対象業務の追加
- ・ 企画業務型裁量労働制：決議事項及び労使委員会の要件の見直し、定期報告の起算日の改正

すでに裁量労働制を導入している会社も2024年3月末までに改正事項を追加し、労働基準監督署に協定届・決議届の届出を行わなければなりません。

厚生労働省のホームページに令和5年11月追補版の「令和5年改正労働基準法施行規則等に係る裁量労働制に関するQ&A」が公表されました。

社会保険労務士法人トップアンドコア

【本社】 東京都新宿区西新宿 1-25-1 新宿センタービル 46F TEL：03-3349-8370

【名古屋支店】 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1 JPタワー名古屋 7F TEL：052-589-8753

【福岡支店】 福岡県福岡市博多区住吉 1-2-25 キャナルシティ・ビジネスセンタービル 6F TEL：092-273-0503

E-mail： info@topandcore.or.jp <http://www.topandcore.com/>

